

大臣の松平慶民と寺崎を招き、「联合国最高司令官ダグラス・マッカーサーとの第二回目の御会見に  
関して、思召しをお話しになる」と、さらに翌二〇日には「木下より、昨日の思召しを受けて宮内省  
御用掛寺崎英成によって作成された、联合国最高司令官ダグラス・マッカーサーとの御会話のための  
資料を受けられる」と記している。また二二日午前にも「木下・寺崎をお召しになり、マッカーサー  
との御会見につき研究される」とのことである。

これらの記述を見れば、いかに昭和天皇がマッカーサーとの会見を急ぎ、しかも会見内容について  
いかに綿密に打ち合わせをしていたかが明らかとなる。さらに重要なことは、寺崎が昭和天皇の「思  
召し」を受けて作成した「御会話のための資料」こそ、英語版独白録に他ならないのである。それは、  
昭和天皇が木戸に伝えた「朕の心境」そのものであつたらう。

ところが、先に見たように(二二頁)、二三日の前日に幣原内閣が総辞職したため当日の会見は延期  
を余儀なくされた。昭和天皇にとっては、相当の衝撃であつたであらう。もともと『実録』は、二三  
日に天皇が宮内大臣の松平慶民と松平康昌を招いたと記すのみである。しかし、寺崎の二三日付の日  
記によれば、「吉田ワカラスト云フ「フェライズ」に機密話してよしと云ふ。余の裁量 夜「フェラ  
イズ」とある(『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』二二八頁)。

この「吉田」とは吉田茂外相であり、そもそも彼は寺崎を宮中とGHQとの「連絡係」として推薦  
したという関係にあつた。一九四六年一月二四日付の寺崎日記によれば、吉田が「君がい」と思ひ首  
相(幣原重三郎)も賛成した「陛下の「スポーツスマン」となり天皇制護持に全力を尽くしてくれ玉

べ」と語つた、と記されている。従つて寺崎は、フェライズなどとの会談内容を逐一吉田に報告して  
いた(『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』一九九頁)。

とすると、右の四月二三日付の寺崎日記の記述は、マッカーサーとの会見が突然延期になつたこと  
を受けて寺崎が吉田に相談し、フェライズを介して「機密」、つまりは「御会話のための資料」をマ  
ッカーサーに届けようとしたものと解される。だからこそ、翌二四日の寺崎日記には、「拝謁「フェ  
ライズ」報告」とあり、こうした経緯を寺崎が直接昭和天皇に報告したことが窺える。このように考  
えると、英語版独白録が日本語版より早く作成され、それがフェライズの文書に残されていた背景を  
理解することができるのである。

### 天皇の不起訴

ただこの間、国際検察局のなかでも事態が急速に動いていた。一九四六年四月八日にはオーストラ  
リアの検事が参与検事会議に昭和天皇の起訴を正式提案した。これに対してキーンマンがマッカーサー  
の拒否権を持ち出して反対した。さらに、同一三日になり、ようやくソ連の検察陣が来日したが、予  
想に反してソ連は天皇の訴追を求めなかつた。当時のソ連の基本方針は、「被告のリストに天皇裕仁  
を加える問題は提起せぬ事。ただし、他国代表から当該問題が提起された場合には、これを支持す  
る」というものであつたが、すでにオーストラリアの「問題提起」は封じ込められていた。こうした  
経緯を経て、四月中旬には昭和天皇の不起訴が事実上決まつたのである。

かくして、四月二十九日に裁判所に提出された起訴状は、一九二八年の張作霖爆殺から一九四五年九月に至るまでの「戦争犯罪」にかかわって二八名を被告人として告発したが、そこには昭和天皇の名前はなかつた(日暮前掲書、九八―九九、一一四―一一七頁)。とはいえ、昭和天皇は心穏やかならざる日々を過ごすことになる。なぜなら、四月二十九日は、他ならぬ昭和天皇の誕生日(天長節)であり、問題の真のありかを暗示していたからである。ちなみに、東条英機らA級戦犯七人の処刑は一九四八年一月二三日に執行されたが、言うまでもなくこの日は、当時の皇太子(現天皇)の誕生日であった。

#### 4 対立する弁護の論理

##### 東条の論理、天皇の論理

さて、東京裁判は一九四六年五月三日に開廷し、翌々年の一九四八年一月二二日の判決言い渡しに至るまで、激しい議論が戦わされたが、ここで検討すべき重要な問題は、被告人や弁護団の弁護方針が、大きく二つに分かれたことである。一つは国家弁護であり、他の一つは個人弁護であった。

前者の国家弁護は、「勝者の裁き」に対抗して日本の侵略性を全面否定し、徹底した自衛戦争論を主張する立場である。その代表例が東条英機であり、彼は太平洋戦争は「道義に立った戦争」であり、「侵略とか暴虐」といった批判は当たらず、法律的にも道徳的にも「正しいことを実行した」との論陣を張った。

後者の個人弁護は、自らは「侵略政策に反対し、戦争回避に努めた」という平和主義を標榜する一方で、自らには権限がなく戦争を止めることはできなかつたと主張する立場である。その代表例は木戸幸一であり、「自分は戦争回避と和平に努力したが、内大臣の職務権限の「制約」ゆえに開戦を阻止できなかつた」と主張した(日暮前掲書、第四章三節)。

さて、ここで興味深いことは、この個人弁護の論理が、先に見た自主裁判にかかわる緊急勅令案の論理と同じであり、何よりも昭和天皇の独白録の論理と軌を一にすることである。つまり、「自分は戦争回避と和平に努力した」しかし、内大臣ならぬ立憲君主という「職務権限の「制約」ゆえに開戦を阻止できなかつた」ということなのである。

これだけ論理が合致することは、何ら不思議なことではない。なぜなら木戸は、自他ともに「陛下の代理」として裁判に臨み、まさに「朕の心境」をそのまま述べたからである。逆に言えば、東条の国家弁護の論理は、昭和天皇の論理を正面から否定するものであった。

よく知られているように、東条は一九四七年二月二日、「日本国の臣民が、陛下の御意志に反してかれこれするということはありません」と発言して物議を醸すことになった。なぜなら、この発言に立てば、東条の国家弁護、自衛戦争の論理は、実は「陛下の御意志」に他ならないということになるからである。そこで、キーンサンたちが必死の「工作」を行つた結果、年を越えた翌一月六日に東条は、「戦争を決意」したのは自らの内閣であり、天皇は「しぶしぶ御同意になった」と「真意」を説明した。ここにおいて東条は、戦争が「陛下の御意志」に反したものであった、と結

論づけた訳なのである。

### 東条に「資格」はあるのか

ところで、そもそも東条に日本の戦争の「道義」を語る「資格」があるのか、という根本問題がある。前述したように、一九四五年九月一日、GHQの逮捕命令を受けて担当官たちが東条邸に向かうと東条はピストルで自殺を図ったが一命をとりとめ、その結果東京裁判にかけられることとなった。

ちなみに、敗戦まで外相官房特別情報班に所属し、戦後は横浜の終戦連絡中央事務局連絡官の職にあった早川聖の証言によれば、東条の自殺未遂の報を受けて翌二二日、上司にあたる鈴木九万事務局長の命により、「陛下のおぼしめしで御見舞を持って来たが、東条はどうであるか、という御下問」を伝えるべく、「果物ひと籠」をもって、第四二臨時野戦病院に指定されていた横浜国民学校に向かい東条に面会したという。この訪問の目的は、「東条が生きているか死んでしまったかを、確認したかった」というところにあつた(早川聖・藤原肇「敗戦後の日本(上)」『史』四四号、一九八〇年)。

この東条の自殺未遂をめぐり、例えば近衛文麿の秘書官の細川護貞は九月二二日の日記で、「昨日、東条は米兵に抑留せられんとして、拳銃自殺を図り未遂、そのまゝ、米司令部に連行さる。傷つきたる後の談話といひ、今日に到りたる態度といひ、人間の出来損なひなること明瞭なり。かゝる馬鹿者に指導されたる日本は不幸なり」と罵倒し、作家の高見順は「みれんげに生きていて、外国人のようにピストルを使って、そして死に損なっている。日本人は苦い笑いを浮かべずにはいられない。なぜ東

条大将は、阿南陸相のごとくあの夜に死ななかつたのか。なぜ東条大将は、阿南陸相のごとく日本刀を用いなかつたのか」と痛烈に非難した(『情報天皇に達せず 細川日記』四三二―四三四頁、ダワー前掲書、三三三頁)。ちなみに、阿南惟幾陸相はポツダム宣言の受諾に反対して最後まで本土決戦を主張したが、結局終戦の詔書に署名したうえで八月二五日の未明に切腹によって自ら命を絶つた。

つまり東条は、自殺に失敗したばかりではなく、GHQが逮捕にくるまで「みれんげに生きて」いたことで、「人間の出来損なひ」「かゝる馬鹿者」と断罪されたのである。それでは、なぜ東条は「生きて」いたことで、これほど非難されることになったのであろうか。それは、一九四一年一月八日、東条が陸軍大臣の時に、彼の名において全軍に「戦陣訓」が示達されたからである。

「戦陣訓」は、「皇軍兵士が座右において実践服行」すべきものとして発せられたが、なかでも、「生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし」という「生死観」の項に続く、「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪過の汚名を残すこと勿れ」という一節が重大な影響を及ぼした。これはつまり、敵側の捕虜となることが「辱」であり、従つて「皇軍兵士」にとつては、敵側に突撃をして玉砕するか、自決するかの選択肢しか残されていない、ということの意味した。

実はこの「戦陣訓」の一節は、一九二九年の「捕虜の待遇に関するジュネーブ条約」の批准問題と密接な関係をもっていた。同条約は、「捕虜は、常に人道的に扱われ、とくに暴力行為に対し、侮辱と公衆の好奇心から保護されなければならない。捕虜に対する報復措置は禁止される(第二条)、「捕虜は、彼らの人格と名譽を尊重される資格がある。女性は、その性へのすべての配慮をもつて扱われ

る(第三案)と規定するように、何よりも捕虜の人道的扱いを定めたものであった。

このジュネーブ条約に日本代表は調印したが、東条陸相をはじめ軍部の反対で批准を拒否することとなった。従って、大戦中に米国などから同条約を尊重するか否かが問われたのに対し日本側は、批准していない以上「何等同条約の拘束を受けざる次第」とし、さらに、そもそも「帝国軍人の観念よりすれば俘虜たることは予期せざる」と回答した。つまり、日本の軍人が捕虜となることはあり得ない、という立場を対外的に鮮明にしたのである。

かくして日本は、外国軍の捕虜を「非人道的」に扱ったばかりではなく、日本の軍人は捕虜となる「辱」を受けないがために、玉砕するか自決するかを迫られ、現実には、多くの軍人たちがジャングルや山野をさ迷って餓死することとなった。現代史家の藤原彰は、一九三七年の日中戦争開始以来の軍人軍属の戦死者二三〇万人(一九七七年に厚生省援護局が挙げた数字)のなかで六〇%近くが餓死者であったと指摘している(藤原彰『餓死した英霊たち』一三二―一三九頁)。この意味で、「公布から終息までわずか四年半しかなかったのに、戦陣訓の捕虜条項がもたらした拘束力は絶大なものがあった」のである(桑郁彦『靖国神社の祭神たち』一〇六頁)。

これほどまでに膨大な軍人を死に追いやることになった戦陣訓を、自らの名において全軍に示達した東条本人が、GHQの逮捕命令が出るまで玉砕も自決もせず、結果的に「敵」の捕虜となり、「勝者の裁判」にかけられることになったのである。ちなみに東条は一九四六年四月、巣鴨の獄中で自決未遂について、「自殺に失敗したのは手許が狂つたので予期せざる出来事であつた。自分は正当な裁

判が自らの責任を問出せざるを知らなければ……自殺を図るつもりにはならなかつた。然しムソリーニの前例もあり、自国民の手に引渡され、私刑に遭つて曝し物にされたり、有耶無耶のうちに暗殺されて了つたのでは、この上なき恥辱であり、犬死になつてしまうので……自殺を決意したものである」と語っている(日暮前掲書、七十七七八頁)。

玉砕し自決し、あるいはジャングルをさ迷ったあげくに餓死していった、つまりは「犬死」していった無数の兵士たちが、この東条の「釈明」を聞いたならば、いかに思うであろうか。ここに、日本の戦争の本質的な問題がまさに凝縮され、責任者の「無責任さ」の極致が示されている。

### 天皇、東京裁判に「謝意」を表す

東京裁判は、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」といった事後法に基づいて行われ、さらに広島・長崎への原爆投下といった戦争犯罪が問われることもなかつたといった意味からしても、まさに「勝者の裁判」であつたことは間違いない。しかし日本は、すでに述べたように(四九頁)、戦争違法化や指導者責任論といった国際法の上で新たな領域に踏み込んだヴェルサイユ条約の二三七条と二三一条に同意し署名をしたのである。歴史上初めての「勝者の裁判」の裁判官を務めることになつていたのである。

この「先例」に従えば、カイザーが訴追されたと同様に、昭和天皇が東京裁判で訴追される可能性を排除することはできなかつた。だからこそ、日米の関係者が免訴のために奔走し、昭和天皇自身も

独自録を準備したのである。こうした天皇免訴の動きにあつて、最大の「功労者」は、言うまでもなくマッカーサーであった。

かくて一九五二年四月一五日、朝鮮戦争の遂行をめぐつてトルーマン大統領から解任され帰米する前夜、マッカーサーとの最後となる会見に臨んだ昭和天皇は、「戦争裁判〔東京裁判〕に対して貴司令官が執られた態度に付此機会に謝意を表したいと思ひます」と述べたのである。これに答えてマッカーサーは、自らがいかに「天皇裁判」に反対したかを力説した(豊下『昭和天皇・マッカーサー会見』一一八―一二〇頁)。

ここで昭和天皇が、東条英機らA級戦犯七名が処刑される結果となつた東京裁判についてマッカーサーに「謝意」を表したということは、自らの免訴のために尽力したからに他ならない。東京裁判が「勝者の裁判」と評されるとき、その象徴的な問題が、この昭和天皇の「謝意」に集約的に示されていると言えよう。それはまさに、「日米合作の政治裁判」であつた。

## 第三章 「全責任発言」の位置づけ

### 1 「史実」となつたマッカーサーの回想

#### 「自謙」のなかの美談

昭和天皇の戦争責任をめぐる問題と密接なかわりをもっているのが、一九四五年九月二七日のマッカーサーとの最初の会見で天皇が何を語つたのか、という問題である。

一九八九年一月七日、昭和天皇が逝去した当日の各紙夕刊には、次のような大きな見出しが躍つた。

「私の運命、真下の判断に」(『読売新聞』)

「責任、すべて私に」(『朝日新聞』)

「一身はどうなつても……責任はすべて私に」(『産経新聞』)

これらの言葉は、一九六四年に翻訳出版されたマッカーサーの『回想記』の一節からとられたものである。それは、右の昭和天皇との会見の様態を描写したものである。